

長崎短期大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9条）第13条及び長崎短期大学学則（以下「学則」という。）第32条の規定に基づき、長崎短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学によって授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

食物科栄養士コース	栄養
食物科製菓コース	製菓
保育学科保育専攻	保育学
保育学科介護福祉専攻	介護福祉
国際コミュニケーション学科	国際コミュニケーション

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第32条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位授与)

第4条 学長は教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の手続きにより、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与されたものが、その学位の名称を用いるときは、「長崎短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(事務)

第7条 この規程の事務は総務・会計課が行う。

(改定)

第8条 この規程の改定は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(英語科の学科名称変更に伴う改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

(食物栄養士コース設置に伴う改正)